平成２３年（フ）第４９号
鳥取県鳥取市永楽温泉町509番地　永楽マンション１Ｆふくちゃん方
債務者　福田　　忍
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４２８号
広島市西区中広町２丁目19番34―202号
債務者　地徳めぐみ
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４３９号
広島市南区翠５丁目17番24―303号
債務者　石本　真一
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６６号
広島県安芸郡熊野町10500番地１
債務者　あきこと　藤田笑美子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６７号
広島県安芸郡熊野町10500番地１
債務者　藤田　　進
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５号
広島県三原市青葉台12番11号
債務者　舟橋　大作
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
山口県下関市菊川町大字吉賀2320番地、前住所山口県下関市菊川町大字楠崎798番地３
債務者　福原ひふみ
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
高知県室戸市室津2553番地９
債務者　岩崎武揚こと　曺　　壽鉉
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
高知県室戸市室津2553番地９
債務者　岩崎玉子こと　金　　玉子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
高知県安芸市穴内乙163番地
債務者　小松こずえ（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
福岡県飯塚市上三緒628番地
債務者　広橋　勝弥
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１９６号
福岡県嘉麻市上山田850番地27、前住所福岡県嘉麻市牛隈2510番地54
債務者　高山　　実
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１９７号
福岡県嘉麻市上山田850番地27、前住所福岡県嘉麻市牛隈2510番地54
債務者　高山　愛子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第６号
福岡県久留米市御井旗崎５丁目６番18―104号
債務者　古賀　隆一
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１３号
福岡県久留米市御井旗崎５丁目３番６―1301号
債務者　大渕　悌三
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１４号
福岡県久留米市御井旗崎５丁目３番６―1301号
債務者　大渕ゆきえ
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４２６号
大分県杵築市大字杵築762番地13　ＫＩハウス101、申立時の住所大分県別府市汐見町８番18号
債務者　松田久美子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係